

旧		新	
頁	内 容	頁	内 容
1	はじめに（市長名）	—	はじめに（市長名）
—	目次（添付資料名）	1	目次（添付資料名）
2	① <u>上位計画</u> におけるコミュニティバスの位置づけ	2	① <u>市の計画</u> におけるコミュニティバスの位置づけ
2	<u>基本構想・前期基本計画 2011—2020（平成 23 年 3 月）</u>	2	<u>後期基本計画 2016—2020（平成 28 年 3 月）</u>
2	なし	2	<u>〇東村山市創生総合戦略（平成 28 年市の計画）</u> におけるコミュニティバスの位置づけを踏まえて、本ガイドラインでは、コミュニティバスの役割を <u>以下の通り</u> に位置づけます。
3	コミュニティバスの検討地域	4	コミュニティバスの検討地域（データ更新）
3	<u>100円～170円の均一料金、一般路線バスと同じ対距離料金、割引制度等</u>	5	<u>180円の均一料金</u> 一般路線バスの初乗り運賃と同等の料金、割引制度等
3	<u>車両</u> 小型バス、 <u>ジャンボタクシー</u> 等、需要に応じた車両	5	<u>車両</u> 小型バス、 <u>ワゴン車</u> 等、需要に応じた車両
3	小型バス（現行車両： <u>定員 35 人</u> ）	5	小型バス（現行車両： <u>定員 36 人又は 27 人</u> ）
4	1—3 コミュニティバスの検討主体と役割分担（図の変更）	6	1—3 コミュニティバスの検討主体と役割分担（図の変更）
5	地域への相談、 <u>説明会などを実施</u>	7	<u>市民からの相談を受け、導入の手順、要件等を説明</u>
7	お住まいの地域が市の定義する「 <u>コミュニティバス検討地域</u> 」に該当していること、 <u>地域の皆様自身が地域交通への問題意識を持つことが必要</u> です。	9	お住まいの地域が市の定義する「 <u>コミュニティバス検討地域</u> 」に <u>該当していることが必要</u> です。
7	鉄道・一般路線バス網が <u>補完</u> すること	9	「 <u>鉄道・一般路線バス網を補完</u> すること」

旧		新	
頁	内 容	頁	内 容
7	道路条件の確認として、想定する導入地域で、小型バス・ジャンボタクシーが走行可能か確認します。(市が提供する車両幅、道路幅員の情報を確認)	9	※コミュニティバスには、走行するための道路条件があります。(添付資料①参照。詳細は市の窓口で直接ご確認ください)
7	導入地域が、検討地域の対象外の場合、小型バス・ジャンボタクシーが走行できない場合は、導入検討はできません。	9	注意！導入地域が、検討地域の対象外の場合、小型バス・ワゴン車が走行できない場合は、導入検討はできません。*
7	なし	9	小型バス・ワゴン車が走行可能な道路条件を満たせる見込みがある
8	導入に当たっては、地域が自ら中心となって検討し、取り組んでいく意志を持っていることが必須の条件となります。	10	導入に当たっては、地域が自ら中心となって検討し、運行への協力を行う組織として、「地域組織」を設立していただきます。
8	地域組織の要件に従って、組織を設立します。	10	下記に示す地域組織の要件に従って、組織を設立します。
9	運行経路案の策定	11	運行経路案の作成
9	原則、市内の経路(市外の場合、該当市と対応方法を検討します)	11	原則、市内の経路 市内で完結することが困難等、複数の市で運営することが各市の利便性向上につながる場合、該当市と対応方法を検討します。
9	転回場所(起終点で車両の転回の可否、運転手が使用できるトイレの有無、等)	11	転回場所を確保できること(起終点で車両の転回の可否、運転手が使用できるトイレの有無、等)
10	運行計画素案の策定	12	運行計画素案の作成
10	運賃：均一料金、対距離料金、割引制度	12	運賃：均一料金、割引制度
11	試算収支率が40%以上満たす場合(P12, 15同様)	13	試算収支率が40%以上を満たすこと(P14, 17同様)

旧		新	
頁	内 容	頁	内 容
12	自主運行の可否を判断し、可能と判断された場合は、事業者が自主運行の検討を開始し、	14	<u>事業者が自主運行の可否を判断し、可能と判断した場合は、自主運行の検討を開始し、</u>
12	バス停の新設・廃止（沿線住民の	14	バス停の新設（沿線住民の
13	運行に必要な車両を新規調達する場合は、 <u>最低3～4ヶ月程度</u> かかります。	15	運行に必要な車両を新規調達する場合は、 <u>最短でも6ヶ月程度</u> かかります。
14	<u>実証運行を周知したり、自ら利用したりするなど、利用を促進します。</u>	16	<u>実証運行が行われていることを地域に周知するなど、利用を促進します。</u>
16	実証運行を経て、 <u>地域組織でバス停などのインターフェースに改善が必要な場合は、実証運行時の準備と同様に、協働で準備します。</u>	18	実証運行を経て、 <u>改善が必要な場合は、実証運行時の準備と同様に、協働で準備します。</u>
17	本格運行の周知、 <u>自ら利用するなど、利用を促進します。</u>	19	本格運行が行われていることを地域に周知し、 <u>利用を促進します。</u>
—		21	4. 広域連携による運行の検討（追加）
23	<u>コミュニティバスの検討地域</u>	27	コミュニティバスの運行に必要な道路条件（抜粋）
23	<u>チェックシート</u>	27	<u>チェックポイント一覧</u>
27	様式1～5共通	33	様式1～5共通（元号削除）
27	様式1	33	様式1（ふりがな欄追加，構成員氏名欄を代表者の他4名）
28	様式2 <u>交通手段、コミュニティタクシー</u> （様式4，5同様）	34	様式2 <u>使用車両、ワゴン車</u> （様式4，5同様）